4　研究機構は、前三項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一　種苗法第六十三条第一項の規定による集取

二　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

5　研究機構は、前各項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うことができる。

第十五条第一号中「及び第十号」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「附帯する業務」の下に「並びに同条第三項から第五項までに規定する業務」を加え、同条第二号中「これら」を「これ」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第十六条の見出しを「（積立金の処分）」に改め、同条第一項中「、前条第一号、第二号及び第四号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十七条中「及び第四号」を削る。

第十八条第一項中「及び第二号」を削る。

第十九条第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

第二十条第一項中「、同条第四号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を同号に掲げる業務に係る各出資者に対し」を削り、同条第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改める。

第二十一条第一項第二号中「（同条第四項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第二項中「又は第三号」を削る。

第二十二条第一項第二号中「又は第三号」を削り、「資本金の増加、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表、利益及び損失の処理並びに借入金」を「財務及び会計」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「又は第三号」を削り、同項第七号中「第十五条第四号」を「第十五条第三号」に改める。

第二十三条を削る。

第二十四条中「三十万円」を「五十万円」に改め、第五章中同条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

（国立研究開発法人水産総合研究センター法の一部改正）

第二条　国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構法

目次中「第五条」を「第六条」に、「第六条―第十条」を「第七条―第十一条」に、「第十一条―第十四条」を「第十二条―第十五条」に、「第十五条・第十六条」を「第十六条・第十七条」に、「第十七条・第十八条」を「第十八条・第十九条」に改める。

第一条及び第二条中「国立研究開発法人水産総合研究センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構」に改める。

第三条の見出しを「（機構の目的）」に改め、同条第一項中「国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」に改め、「総合的な」を削り、「放流」の下に「を行うほか、水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授」を加え、同条第二項中「センター」を「機構」に改める。

第十八条中「センター」を「機構」に改め、同条第一号中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条第二号中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十九条とする。

第十七条中「第九条」を「第十条」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条中「センター」を「機構」に改め、第四章中同条を第十七条とする。

第十五条第一項中「センター」を「機構」に、「第十一条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同条第二項中「センター」を「機構」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条第一項中「センター」を「機構」に、「第十一条第一項及び第二項」を「第十二条第一項、第二項及び第四項」に改め、同条第三項中「センター」を「機構」に改め、第三章中同条を第十五条とする。

第十三条中「センター」を「機構」に改め、同条第一号中「第十一条第一項、第四項及び第五項」を「第十二条第一項及び第四項」に改め、同条第二号中「第十一条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「センター」を「機構」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条第一項中「センター」を「機構」に改め、同項第一号中「総合的な」を削り、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　水産に関する学理及び技術の教授を行うこと。

第十一条第二項及び第四項中「センター」を「機構」に改め、同条第五項を削り、同条を第十二条とする。

第十条中「センター」を「機構」に改め、第二章中同条を第十一条とする。

第九条中「センター」を「機構」に改め、同条を第十条とする。

第八条を第九条とする。

第七条第一項中「センター」を「機構」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　理事のうちから理事長が指名する者一人は、第十二条第一項第一号の業務（同項第五号の業務に係る研究に限る。）及び同項第五号の業務並びにこれらに附帯する業務について、理事長の定めるところにより、機構を代表する。

第七条を第八条とする。

第六条第一項中「センター」を「機構」に改め、同条第二項中「センター」を「機構」に、「五人」を「六人」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「センター」を「機構」に改め、第一章中同条を第六条とする。

第四条中「センター」を「機構」に改め、同条を第五条とする。

第三条の二中「センター」を「機構」に改め、同条を第四条とする。

（独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）

第三条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十九条」を「第六十八条」に、「第七十条」を「第六十九条」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第七条の二　基金の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第四十九条第五項中「並びに」の下に「第七条の二及び」を加える。

第六十八条を削り、第六十九条を第六十八条とする。

第六章中第七十条の前に次の一条を加える。

第六十九条　第七条の二（第四十九条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正）

第四条　独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十五条」に、「第二十七条・」を「第二十六条―」に改める。